

# ● 契約書鑑記載要領

~~~~~部分が記載必須箇所

## ○ ○ 業務等委託契約書

- 1 委託業務の名称 ~~~~~(指名通知又は公告文の「業務名」どおりに記載)~~~~~  
場所 ~~~~~(指名通知又は公告文の「業務場所」どおりに記載)~~~~~
- 2 履行期間 自 令和 ~~~~~年 ~~~~~月 ~~~~~日 ~~~~~日間  
至 令和 ~~~~~年 ~~~~~月 ~~~~~日  
『入札執行結果表(契約保証用)』に記載されているとおりに記載
- 3 業務委託料 一金 ~~~~~円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金円也

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料に ~~~~~/~~~~~を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金 一金円也 (記入方法：別紙1の①参照)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書2通作成し、当事者が記名押印の上各自1通保持する。

令和 年 月 日

発注者 住 所

職・氏名



受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

~~~~~(代表者の職名から記載してください)~~~~~ ㊞

## 別紙 1

- ① 当初契約額及び契約保証方法で記載方法がかわります。
- (1) 当初契約額が500万円未満の場合、『免除』と記載。
- (2) 当初契約額が500万円以上の場合、契約保証手段によって記載の方法が変わります。
- I. 現金保証の場合 納付書で納めた金額を記載
  - II. 有価証券等の場合 額面の総額を記載
  - III. 銀行等の保証の場合 保証書に記載された金額を記載
  - IV. 前払い金保証会社の保証の場合 保証書に記載された金額を記載
  - V. 公共工事履行保証証券の場合 『免除』と記載
  - VI. 履行保証保険の場合 『免除』と記載

## ● 契約書約款記入要領

~~~~~部分が記入箇所

### 1. (契約の保証)

第4条 この契約に要する保証については、第4条の~~~~~に定めるところによるものとし、第4条の~~~~~の規定は適用しない。

※ 当初契約額で記載方法がかわります。

#### (1) 当初契約額が500万円未満の場合

第4条 この契約に要する保証については、第4条の3に定めるところによるものとし、第4条の2の規定は適用しない。

#### (2) 当初契約額が500万円以上の場合

第4条 この契約に要する保証については、第4条の2に定めるところによるものとし、第4条の3の規定は適用しない。

### 2. (意匠の実施の承諾等)

第8条の2 この契約による意匠の実施については、第8条の~~~~~,に定めるものとし、第8条の~~~~~の規定は適用しない。

#### (1) 原則、下のおりとなります。

第8条の2 この契約による意匠の実施については、第8条の3,に定めるものとし、第8条の4の規定は適用しない。

### 3. (前金払) (記入方法：別紙2の③参照)

第35条 この契約による業務委託料の前金払については、第35条の~~~~~,第~~~~条及び第~~~~条に定めるものとし、第35条の~~~~~,第~~~~条及び第~~~~条の規定は適用しない。

#### (1) 完成払い以外の支払請求をしない場合

第35条 この契約による業務委託料の前金払については、第35条の3,第1条及び第1条に定めるものとし、第35条の2,第36条及び第37条の規定は適用しない。

#### (2) 完成払い以外に前金払いの支払請求をする可能性がある場合

第35条 この契約による業務委託料の前金払については、第35条の2,第36条及び第37条に定めるものとし、第35条の3,第1条及び第1条の規定は適用しない。

※ 各支払請求の可能性で記載方法がかわります。(請求の可能性であって、実際には請求しなくても問題はありません。また、契約後に支払い方法の変更はできません。)

## ● 契約書約款訂正要領

契約書の第38条は、特記仕様書の中で「部分払いは行わない」旨の記載があったら、下記のとおり抹消のうえ、訂正印の横に『第38条条文削除』と記入してください。（文字の消しすぎ等に注意してください）

第38条条文削除

訂正印

第35条の3 受注者は、発注者に対して前金払を請求することができない。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、第34条の2第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

~~（部分引渡し）~~

~~第38条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相当する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相当する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。~~

~~(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料~~

~~指定部分に相当する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)~~

~~(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料~~

~~引渡部分に相当する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)~~

（第三者による代理受領）